

農地法等に係る申請等の事務処理日程（標準処理期間）

1 農地法に係る申請等

項目	受付日	許可日	標準処理期間
農地法第3条に係る許可案件	毎月10日	翌月7日前後	4週間
農地法第4、5条に係る届出案件 (市街化区域内)	毎週水曜日	翌週水曜日	1週間
農地法第4、5条に係る許可案件	毎月10日	翌月7日前後	4週間
都道府県農業委員会ネットワーク 機構に意見を聴く 案件	毎月10日	翌月7日前後	4週間
うち大臣協議(県知事許可)案件 (4ha～)	毎月10日	翌月20日前後	40日間 (うち農政局1週間)

2 各種証明願等

- ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
- ・相続税の納税猶予に関する適格者証明願
- ・その他

受付日：毎月10日

証明予定：翌月7日前後

※ 受付日が土日祝日の場合は、翌日が受付日となります。